

会 議 録

会議の名称	令和 6 年第 1 2 回本庄市教育委員会定例会
開催日時	令和 6 年 1 2 月 1 9 日（木） 午後 2 時 3 0 分から 午後 3 時 0 0 分まで
開催場所	委員室
出席者	○教育長・委員 下野戸陽子 教育長 岡崎吉宏 教育長職務代理者 落合崇志 委員 今井邦枝 委員 清水由紀夫 委員 ○教育長・委員以外の出席者 笠原栄作 教育委員会事務局長 武政和也 参事 新井照美 教育総務課長 西田真吾 学校教育課長 原道広 生涯学習課長 小川知子 文化財保護課長 折茂勝彦 スポーツ推進課長 中村忍 図書館長 櫻井友晴 学校教育課長補佐 市川宝生 学校教育課長補佐 島野真吾 教育総務課長補佐（事務局）
次 第	令和 6 年第 1 2 回本庄市教育委員会定例会 議事日程 令和 6 年 1 2 月 1 9 日（木） 午後 2 時 3 0 分開議 委員室 1. 開 会 2. 前回会議録の承認 3. 会議議事録署名人の指名 4. 議 事 （1）本庄市学校部活動及び地域クラブ活動検討協議会設置要綱の一部を 改正する告示（議案第 5 1 号） （2）本庄市校内教育支援事業実施要綱の一部を改正する告示 （議案 5 2 号）

	(3) 本庄市さわやか相談員事業実施要綱の一部を改正する告示 (議案53号) (4) 令和7年度学校給食運営計画について(議案第54号) (5) 臨時代理の承認を求めることについて(議案第55号) 5. 教育長の報告 6. その他 7. 閉 会
配付資料	・「令和6年第12回本庄市教育委員会定例会議案」 ・「令和6年第12回本庄市教育委員会定例会議案関係資料」 ・「議案第51号 別紙 本庄市学校部活動及び地域クラブ活動検討協議会設置要綱新旧対照表」 ・「議案第52号 別紙 本庄市校内教育支援事業実施要綱新旧対照表」 ・「議案第53号 別紙 本庄市さわやか相談員事業実施要綱新旧対照表」 ・「別紙 令和7年度学校給食運営計画(案)」 ・「教育長の報告」 ・「令和6年本庄市議会第4回定例会 一般質問通告一覧表」 ・「令和6年度本庄市青少年健全育成のつどいについて」 ・「第65回市民元旦マラソンを開催します」 ・「第27回本庄こだま千本桜マラソン大会」
主 管 課	教育総務課

会 議 の 経 過	
教 育 長	ただいまから、令和6年第12回本庄市教育委員会定例会を開会いたします。 それでは、議事日程に従いまして進めてまいります。 まず、前回会議録の承認をお願いします。
事 務 局	前回開催されました臨時会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様様に配付させていただき、ご確認いただいております。特に異議等は、ございませんでしたので、承認されております。
教 育 長	続きまして、本日の会議録の署名人を指名させていただきます。 本日は、落合委員にお願いいたします。 次に、議事日程4の「議事」へ入ります。 本日の付議事件は、お手元に配付しましたとおり、議案5件でございます。 それでは、議案第51号について、事務局から説明を求めます。
西田学校教育課長	議案第51号「本庄市学校部活動及び地域クラブ活動検討協議会設置要綱の一部を改正する告示」についてご説明いたします。 議案書1ページ、また議案関係資料1ページをご覧ください。

	まず、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市学校部活動及び地域クラブ検討協議会設置要綱について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。 次に議案内容についてご説明いたします。 本庄市学校部活動及び地域クラブ活動検討協議会設置要綱の一部を次のように改正する。 第7条を第11条とし、第6条を第10条とし、第5条の次に次の4条を加える。 詳しくは「新旧対照表」でご説明させていただきます。 A4横版の「本庄市学校部活動及び地域クラブ活動検討協議会設置要綱新旧対照表」をご覧ください。 左側が改正前、右側が改正後となっております。 まず、右側の改正後の欄、第6条 会議の公開の可否等に関する内容を加えます。 次に、その下、第7条 会議の開催の事前公表に関する内容を加えます。 次に、その下、第8条 会議の傍聴等に関する内容を加えます。 次に、2ページ、第9条 会議録等の公表に関する内容を加えます。 次に、左側の改正前の第6条を第10条とし、第7条を第11条とする。 これは、条文の追加後の条ずれに伴う、変更でございます。 最後に附則として、この告示は、令和7年1月1日から施行するとしました。 一連の改正につきましては、本庄市学校部活動及び地域クラブ活動検討協議会について、協議の内容や進捗状況を市民、保護者に知らせながら進めることが重要であるという観点から、会議開催の公表に関すること、傍聴に関すること、会議内容の公表に関するについて規定するものでございます。 議決後、現在、2月末に予定している第3回協議会から適用し、第2回までの会議については、会議録等の公表を行ってまいります。 説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第51号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし
教 育 長	異議がありませんので、議案第51号「本庄市学校部活動及び地域クラブ活動検討協議会設置要綱の一部を改正する告示」は、承認することに決定いたしました。 次に、議案第52号について、事務局から説明を求めます。

西田学校教育課長	議案第５２号「本庄市校内教育支援事業実施要綱の一部を改正する告示」についてご説明いたします。 議案書３ページ、また議案関係資料３ページをご覧ください。 まず、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市校内教育支援事業実施要綱について、所要の改正をしたので、この案を提出するものでございます。 次に議案内容についてご説明いたします。 本庄市校内教育支援事業実施要綱の一部を次のように改正する。 A４横版の「本庄市校内教育支援事業実施要綱新旧対照表」を併せてご覧ください。 第４条第１項中「１６５日」を「２００日」に改める。 附則として、この告示は、令和７年４月１日から施行するとしました。 この改正については、令和６年度より、市内各中学校に校内教育支援センターを設置し、様々な状況の生徒のための新たな居場所の確保と、どんな状況でも学びを止めない学習支援を行っているところです。校内教育支援センター支援員いわゆる「アシスタントティーチャー」の活動日数を増やすことにより、現在、週あたり４日の対応を週あたり５日に増やして、毎日切れ目なく支援ができるようにするものでございます。 説明は以上でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第５２号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	異議がありませんので、議案第５２号「本庄市校内教育支援事業実施要綱の一部を改正する告示」は、承認することに決定いたしました。 次に、議案第５３号について、事務局から説明を求めます。
西田学校教育課長	議案第５３号「本庄市さわやか相談員事業実施要綱の一部を改正する告示」についてご説明いたします。 議案書４ページ、また議案関係資料５ページをご覧ください。 まず、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市さわやか相談員事業実施要綱について、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。 次に議案内容についてご説明いたします。 本庄市さわやか相談員事業実施要綱の一部を次のように改正する。 A４横版の「本庄市さわやか相談員事業実施要綱新旧対照表」を併せてご覧ください。

	第４条第１項中「５時間４５分」を「５時間」に改める。 附則として、この告示は、令和７年４月１日から施行するとしました。 この改正については、市全体の会計年度任用職員の業務の見直しにより、勤務時間が時間単位に統一されたことによるものでございます。 説明は以上でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
岡 崎 委 員	時間単位に統一ということで、勤務時間が４５分短くなるわけですが何か問題があったのでしょうか。
西田学校教育課長	市全体の見直しの中で、勤務時間を長くできればよいのですが削減していく方向の見直しが行われたことに伴い、５時間に設定せざるを得ないのが現状でございます。
落 合 委 員	時間を短縮することによる弊害は想定されていますか。
西田学校教育課長	さわやか相談室の業務が時間短縮となりますが、アシスタントティーチャーを週５日に増やすことでカバーできるものと考えております。
落 合 委 員	アシスタントティーチャーと、さわやか相談員の連携は、しっかり行っていますか。
西田学校教育課長	連携をしっかり行っております。
教 育 長	他ありますか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第５３号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	異議がありませんので、議案第５３号「本庄市さわやか相談員事業実施要綱の一部を改正する告示」は、承認することに決定いたしました。 次に、議案第５４号について、事務局から説明を求めます。
新井教育総務課長	議案第５４号、令和７年度学校給食運営計画につきましてご説明申し上げます。 お手元の議案書５ページ、議案関係資料７ページ、別紙の令和７年度学校給食運営計画（案）をお願いします。 本議案の提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条第１１号の規定により、学校給食運営計画を策定したいので、この案を提出するものでございます。 議案内容ですが、令和７年度学校給食運営計画を別紙のとおり策定するものでございます。 別紙、令和７年度学校給食運営計画（案）は、１１月２７日開催の児玉地域学校給食運営委員会においてご協議をいただき、案としてまとめたもので

ございます。

この学校給食運営計画は、1.「趣旨」、2.「重点的な取組」、3.「学校給食運営基準」、4.「学校給食運営計画の変更」の4つの大項目により、児玉地域の学校給食の運営について定めるものでございます。

1 ページ、1. 趣旨でございますが、この運営計画は、令和7年度児玉地域の小中学校における学校給食の運営について定めるものでございます。

2. 重点的な取組でございますが、(1) から (7) の7項目について定めております。

(1) はHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の徹底、(2) は給食食材の安全の確保と地産地消の推進、(3) はアレルギー対応給食の充実、(4) は情報発信の充実、(5) は給食完食の推進、(6) は学校給食費の未納防止、(7) では危機管理体制の見直しを定めております。

2 ページをお願いします。

3. 学校給食運営基準でございます。

(1) では稼働可能日数及び年間給食日数、(2) では学校給食費実費徴収金について定めております。

(1) 稼働可能日数ですが、令和7年度は193日で、各学期、月別の稼働日数は記載のとおりです。中ほどの表、年間給食日数の上限ですが、稼働日数193日から学校行事等で給食を提供しない5日間を差し引き、小学校、中学校とも188日です。この日数は、本庄上里学校給食センターと同じでございます。

続きまして、(2) 学校給食費実費徴収金でございます。

①年額給食費と月額給食費は、令和6年度と同額です。

小学校の年額給食費は47,150円、月額給食費は4,250円で、第1期分のみ4,650円です。1学年は入学から給食開始までの3日間を除くため、第1期分は3,915円となります。

中学校の年額給食費は55,070円、月額給食費は5,000円で、第1期分のみ5,070円です。3学年は高校入試や卒業式前後の8日間を除くため、11期分は2,680円となります。

3 ページをお願いします。

②月額給食費の特例です。食物アレルギーや宗教上の理由により弁当を持参し、牛乳のみを飲用する場合の月額給食費を定めており、金額は記載のとおりです。

その下の表は、給食費納入期限、期別の給食費を記載したものです。

牛乳単価は、毎年3月中旬頃に決定するため、現時点では令和6年度の単価で作成しております。単価が決まりましたら、改めてご報告いたします。

4 ページをお願いします。

③日割計算と日額給食費ですが、転入転出や長期欠席、教育実習生等に対

	応する給食費で、小学校は日額 2 4 5 円、中学校は日額 2 9 0 円とするものです。 ④は牛乳のみ飲用の日額給食費の特例、⑤はアレルギー対応によりパン・麺の提供を受けない者の給食費、⑥は児玉地域小学校間の転校による給食費の取扱い、⑦は学級閉鎖及び学校閉鎖時の取扱いを定めております。 最後に 4. 学校給食運営計画の変更についてですが、給食費、給食日数等、この計画の根幹となる事項を変更する場合は、その都度教育委員会で協議することを定めております。 説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
落 合 委 員	牛乳のみを飲用している方の人数を、教えてください。
新井教育総務課長	牛乳のみを提供している児童生徒の人数は 7 名でございます。
清 水 委 員	給食費の未納の現状ですが、払わないのか払えないのか教えてください。
新井教育総務課長	自校方式で給食を提供しているご家庭に未納はございません。経済的な援助が必要なご家庭には、給食費を免除させていただいております。
教 育 長	他ありますか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第 5 4 号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	異議がありませんので、議案第 5 4 号「令和 7 年度学校給食運営計画について」は、承認することに決定いたしました。 次に、議案第 5 5 号について、事務局から説明を求めます。
新井教育総務課長	議案第 5 5 号臨時代理の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。 お手元の議案書 6 ページ、議案関係資料 8 ページ、9 ページをお願いします。 本議案は、令和 6 年度本庄市教育予算補正（1 2 月追加）について、本庄市教育委員会事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、臨時に代理したので同条第 2 項の規定により、これを報告して承認を求めるものでございます。 本議案の対象であります、令和 6 年度本庄市教育予算補正（1 2 月追加）につきましては、1 2 月 1 8 日の市議会第 4 回定例会最終日に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、1 2 月 1 1 日に市長から意見を求められたものですが、急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、本庄市教育委員会事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、1 2 月 1 3 日に教育長が臨時代理により同意したところでございます。

	議案内容につきましては、教育総務課が一括でご説明いたします。 議案書 7 ページをお願いします。 1 歳入歳出予算補正でございますが、今回の補正予算は、歳出のみの補正でございます。 補正の内容ですが、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給料、期末手当及び勤勉手当を改定することにより、一般職職員の給与改定に準じて行う、会計年度任用職員の報酬等基準額表の改訂等を行い、増額するものでございます。 具体的には、令和 6 年度の期末手当及び勤勉手当の 1 2 月支給分を 0. 0 5 月ずつ増額するものです。また、給料表の改訂について、全職員を対象に給料月額を引き上げるもので、特に若年層の給与水準の上げ幅に重点を置いた改訂となっております。 補正対象は、款 1 0 教育費のうち、項 1 教育総務費は教育委員会事務局運営事務費から 8 ページの学力向上推進事業、項 2 小学校費は小学校事務費、項 3 中学校費は中学校事務費、項 4 社会教育費は文化財保護推進事務費から 9 ページの図書館管理運営事業で、全 1 6 予算事業の会計年度任用職員、延べ 1 9 5 名に係る報酬、給料、職員手当等、共済費でございます。 教育費の補正予算額ですが、事業ごとの説明は割愛させていただき、全事業の合計額でご説明いたします。1 報酬は 1 5, 0 5 4, 0 0 0 円の増額、2 給料は 4, 1 3 9, 0 0 0 円の増額、3 職員手当等は 5, 9 5 4, 0 0 0 円の増額、4 共済費は 1, 5 7 1, 0 0 0 円の増額で、総額では 2 6, 7 1 8, 0 0 0 円の増額となっております。 説明は以上でございます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	異議がありませんので、議案第 5 5 号「臨時代理の承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。 次に、議事日程 5 の「教育長の報告」へ移ります。 行動記録をご覧ください。 1 2 月 6 日以降の行動記録について、別紙のとおり報告させていただきます。 主だったところについて説明させていただきます。 8 日、本庄商工会議所において「税に関する絵はがきコンクール」表彰式があり、児玉郡市内の小学校 6 年生 5 5 名が表彰を受けました。 1 4 日は市役所大会議室で、1 5 日はセルディにて「学校の統合を含めた本庄市立小中学校の教育環境の向上に関する説明会」を開催いたしました。未就学児をもつ全家庭に案内を出しました。子供も含みますが、両日合わせて 2 3 0 名程度の参加があり、たくさんのご意見、ご質問をいただきました。

	18日、本庄市議会令和6年第4回定例会が閉会しました。 本日、19日は、藤田小学校創立150周年記念式典がありました。子供たちと共に、保護者や地域の方々が大勢参加されていました。 行動記録については以上です。 次に、議事日程6の「その他」へ移ります。 事務局から何かありますか。
笠原教育委員会事務局 長	私からは1件、ご報告がございます。 令和6年第4回定例会における一般質問の概要について、ご報告いたします。 お手元の資料、一般質問通告一覧表をお願いします。 初めに日程ですが、12月12日（木）、13日（金）、16日（月）の3日間で、質問者は17人です。 この内、教育委員会関係では、一覧表1ページの赤で囲んである、代表質問2問、2ページが希望質問10問で合計12問でございました。 答弁ですが、3ページ以降の一般質問の概要のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。 今回の一般質問では、学校教育に関する質問が7問、文化財に関することが3問、生涯学習（文化芸術）に関する質問が1問、スポーツ推進に関する質問が1問ありました。また、市長部局を跨がった質問もありましたが、お手元の一般質問の概要では、教育委員会分を記載しております。 なお、配布した一般質問の概要についましては、議事録ではございませんのでご承知おきをお願いします。
新井教育総務課長	教育総務課から、2件、報告事項がございます。 1件目は、令和7年第1回定例会の日程です。 総合教育会議が令和7年1月23日（木）午後1時30分から開催予定のため、日程を揃えさせていただき、1月23日（木）午後3時から市役所504会議室で開催します。 2件目は、2月の教育委員会の日程です。 第2回定例会の日程は、2月6日（木）午後2時30分から、場所は、市役所委員室で予定させていただきたいと思います。2月定例会では、本庄市議会第1回定例会に提案予定の予算についてご審議をいただくため、通常月より前倒しでの開催となりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。 また、2月は、教職員人事内申についてご審議をいただくため、臨時会を開催する必要があります。臨時会の日程ですが、2月20日（木）午後2時30分から、場所は委員室で予定させていただきたいと思います。 教育総務課は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。
原生涯学習課長	生涯学習課から、本庄市青少年育成市民会議主催の「本庄市青少年健全育成のつどい」開催結果についてご報告をいたします。

	右上に生涯学習課とある資料をお願いします。 「令和6年度 本庄市青少年健全育成のつどい」を児玉文化会館セルディを会場として、11月17日（日）に開催いたしました。 「つどい」では、青少年が日頃の思いや意見を述べる「青少年の主張」を実施し、市内の中学生12名に発表頂きました。 また、青少年育成市民会議が市内小学校の5年生・6年生及び中学生に青少年健全育成標語を募集したところ、2,663点の応募があり、最優秀作品及び優秀作品入賞者の表彰を行いました。 あわせて、青少年の健全育成に功績のあった、個人・団体の方への表彰を行いました。 当日は、134名の来場者があり、熱心に主張発表に耳を傾けておりました。 生涯学習課からは以上です。
折茂スポーツ推進課長	続きまして、スポーツ推進課から、2件のイベント開催についてご案内いたします。 まず、「第65回市民元旦マラソン」のご案内です。お手元の「第65回市民元旦マラソンを開催します」とあります、A4資料をご覧ください。 恒例となっております、元日の早朝、本庄総合公園周辺2kmの特設コースを走るものでございます。 受付は午前7時30分から、その後、役員の案内に従い参加者それぞれのタイミングでスタートいたします。また、タイム計測や表彰は行いませんが、ゴール後には、「参加賞」と、希望者には「完走証」をお渡しする予定です。 次に、「第27回本庄こだま千本桜マラソン大会」のご案内でございませう。お手元のA4カラーのリーフレットをご覧ください。 開催日は令和7年4月6日（日）、コースにつきましては、例年の3コース、ハーフ、6km、1.5kmのうち、6kmの単独ルートを、運営の効率化を図るためハーフと共用するよう改めました。コース設定の制約上、結果として10kmとなりました。 参加申込みは、既に12月6日から開始し、来年1月31日までです。なお、その他、詳細につきましては、後程リーフレットをご覧くださいませうお願いいたします。 なお、ゲストランナーは、長年に亘り参加いただいております「ランニングアドバイザーの大島めぐみさん」と「気象予報士の平井信行さん」のお二人にお願いしてございませう。 スポーツ推進課からは以上でございませう。
教 育 長	いままでの説明について、何か質問はございませうか。
教 育 委 員	質疑なし
教 育 長	それでは、先ほど教育総務課長から説明がありましたが、令和7年第1回及び第2回定例会の日程を改めて確認いたします。

	第1回定例会を1月23日(木)、総合教育会議終了後、場所は市役所504会議室で、第2回定例会を2月6日(木)、午後2時30分から、場所は市役所委員室で開催いたします。皆さまご都合はよろしいでしょうか。
教育委員	異議なし
教育長	以上で、令和6年第12回本庄市教育委員会定例会を閉会いたします。

以上のとおり、会議次第を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

本庄市教育委員会教育長

下野戸 陽子

本庄市教育委員会委員

藤合 崇志

書 記

島野 真吾